議第99号

損害賠償請求調停事件の調停の合意および損害賠償の額を定めることにつき議決を求めること について

上記の議案を提出する。

平成30年7月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

損害賠償請求調停事件の調停の合意および損害賠償の額を定めることにつき議決を求める ことについて

下記の者が滋賀県を相手方として、民事調停法(昭和26年法律第222号)第2条の規定に基づき、調停を申し立てた損害賠償請求調停事件(大津簡易裁判所平成29年(ノ)第109号)について、次のとおり調停に合意し、損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号および第13号の規定に基づき、議決を求める。

1 申立人の住所、氏名

2 調停の要旨

- (1) 滋賀県は、申立人に対し、地方公務員災害補償基金平成26年12月11日付公務災害認定 通知に係る申立人を被災職員とする公務上の災害(以下「本件公務災害」 という。)による慰謝料として金200万円の支払義務があることを認め、同金員を支払う。
- (2) 申立人と滋賀県は、申立人と滋賀県との間には、本件公務災害による損害賠償に関し、調停条項に定めるほか、地方公務員災害補償基金から受ける補償に関する部分を除き、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (3) 調停費用は各自の負担とする。

委員会が提示した調停案について双方合意に達したものである。

(参 考)

平成25年6月滋賀県 における業務過重により申立人がうつ病を発症したことについて、申立人が平成29年10月31日損害賠償を求めて調停を申し立てたものであり、調停